

## ■約款

日本電力株式会社(以下、「当社」といいます)がおこなう電化住宅設備機器リース制度で、ヒーター式電気給湯器またはヒートポンプ式電気給湯器(以下、「給湯器」といいます)、および IH キッキングヒーター(以下、「IH」といいます)の電化住宅設備機器のリースサービスをご選択いただき、所有および使用される方(以下、「お客様」といいます)との間で結ぶ契約(以下、「リース契約」といいます)は、次の条項によります。

### 第1条 (リース契約の内容)

- (1) 当社は、給湯器および IH の電化住宅設備機器ならびにそのリモコン等その他付属部品(以下、「リース物件」といいます)をお客様にリースします。なお、当社からお客様にリースするリース物件は、第2条における申込書記載の当社が指定するリース会社の所有権留保となっています。
- (2) 給湯器とは、ヒーター加熱方式(「電気温水器」)またはヒートポンプ加熱方式(「エコキュート」)を指します。

### 第2条 (リース契約の成立)

リース契約は、お客様が申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

### 第3条 (契約期間)

- (1) リース契約の基本契約期間は、第6条(2)、(3)に定めるリース料金適用開始の日より、各リース物件の基本契約満了日までとします。また、各リース物件の基本契約期間は、次のとおりになります。  
＜給湯器＞ 基本契約期間：10年間      ＜IH＞ 基本契約期間：8年間
- (2) リース契約は、基本契約期間の満了2ヶ月前までに、当社またはお客様からの書面による異議の申し出がない場合は、本約款に別の定めがある場合を除き、基本契約期間満了後も1年ごとに自動継続(以下、「再リース契約」といいます)とします。ただし、再リース契約期間中における故障等の場合は、この限りではありません。
- (3) リース契約の再リース契約期間は、基本契約期間満了日より開始し、再リース契約期間満了日までとします。また、各リース物件の自動継続期間は次のとおりになります。  
＜給湯器＞ 再リース期間：最長5年      ＜IH＞ 再リース期間：最長2年
- (4) 再リース期間満了日以後、リース契約を希望される場合は、それまでの契約は終了し、新たにリース契約を締結していただきます。

### 第4条 (取付工事)

- (1) 当社は、給湯器および IH の据付ならびにその付属部品の取付工事(リモコン工事も含

みます)をおこないます。

- (2) リース物件の取付工事は、当社指定の施工会社がおこないます。

#### 第5条 (消費税等相当額の負担)

- (1) お客様は、リース契約に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます)相当額を負担いただきます。
- (2) お客様は、消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率による消費税等相当額を当社に支払っていただきます。

#### 第6条 (リース料金)

- (1) お客様は、申込書記載のリース料金をお客様が指定する口座から毎月 27 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に継続して振り替える方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定の様式によりあらかじめ申し出ていただきます。
- (2) リース契約の開始日およびリース料の支払義務発生日は、お客様への引渡日とします。ただし、新築集合住宅におけるリース契約の開始日は、最初のお客様への引渡日とします。
- (3) リース料金の適用開始日は、お客様への引渡日の翌月 1 日より発生し、同月末日までを初回リース料金の算定期間とします。なお、初回のリース料金の口座振替日は、お客様への引渡日の翌月 27 日とし、2 回目以降は前回の口座振替日の翌月 27 日となります。また、毎月 1 日から同月末日までの「1 ヶ月」をリース料金の算定期間とします。
- (4) リース料金は、お客様の支払義務発生日から起算して 60 日以内にお支払いいただきます。
- (5) リース料金の支払いは、お客様の指定された金融機関口座からリース料金が振り替えられた時点で当社への支払いがなされたものとします。
- (6) リース料金については、金利または物価などの経済情勢の変化により変更させていただく場合があります。
- (7) リース物件の毀損もしくは滅失、またはリース物件の修理、アフターサービス、もしくは取替工事等によりリース物件がご使用できない期間があった場合でも、お客様は、リース料金をお支払いいただきます。
- (8) リース契約を結んだ住宅が非居住状態である場合など、リース物件をご使用になられない期間についても、お客様は、リース料金をお支払いいただきます。
- (9) リース料金の支払義務が複数月発生した場合、発生した月の順序でお支払いいただくこととし、リース料金の一部受け取りはおこないません。
- (10) リース料金は、月単位で支払われるものとし、当社は、いかなる場合においてもリース料金の日割計算による算定・清算はおこないません。

## 第7条（お客様の義務）

- (1) お客様は、次のことを守っていただきます。
  - ① リース物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなどの所有権を侵害するような行為をおこなわないこと
  - ② リース物件の取付場所の変更をおこなわないこと
  - ③ リース物件を善良な管理者の注意をもって使用・管理すること
  - ④ リース物件の改造・加工・模様替え等その現状を変更しないこと
- (2) お客様が、前項に違反した場合には次によるものとします。
  - ① 前項①において、リース物件の所有権を侵害した場合、お客様は、損害賠償金をお支払いいただきます。
  - ② 前項②③④において、お客様の義務が守られなかった場合、お客様は、損害賠償金をお支払いいただきます。
  - ③ お客様の責めに帰すべき事由により、リース物件が毀損し、修理不可能な場合またはリース物件が滅失した場合は、お客様は、リース物件の損害賠償金をお支払いいただきます。修理可能な場合は、お客様は、修理費をお支払いいただきます。
  - ④ 損害賠償金は、リース物件における基本契約期間の残リース料金相当額およびリース物件撤去費をもとに算出した金額とします。

## 第8条（お客様の義務違反等による契約解除等）

- (1) 当社は、お客様が本約款に違反した場合、リース契約の解除をおこなうことができます。
- (2) 当社は、お客様がリース料金をお客様の支払義務発生日から起算して60日を経過しても支払われない場合、リース契約の解除をおこなうことができます。
- (3) 同条(1)(2)において、当社が基本契約期間内にリース契約を解除する場合、お客様は、未納リース料金、第15条(1)に定める解約金および第16条(2)のリース物件撤去費をお支払いいただきます。
- (4) 同条(1)(2)において、当社が基本契約期間を超えたリース契約を解除する場合、お客様は、未納リース料金および第16条(2)のリース物件撤去費をお支払いいただきます。
- (5) 同条(3)または(4)は、第7条におけるお客様の義務違反により損害賠償金をお支払いいただくときはこの限りではありません。

## 第9条（故障）

- (1) リース物件が、お客様の責めによらない事由により、電氣的箇所を毀損し修理が可能な場合は、当社が、修理手配をおこないます。
- (2) リース物件の修理は、当社が指定するものをおこないます。
- (3) リース物件が、第10条で定める場合を除いて、お客様の責めによらない事由により電

气的箇所を毀損し修理が不可能な場合または滅失した場合は、当社が指定するリース物件（同等の商品のもの）に取り替えます。

- (4) 同条(3)の場合、お客様には新たに申込書を提出していただくこととし、当該リース物件の基本契約期間は取替完了日の翌月 1 日を起算日とします。なお、その場合、第 3 条を準用します。
- (5) 同条(4)の工事については第 1 条、および第 4 条を準用します。
- (6) 次にあげる場合の修理はお客様の負担といたします。
  - ① お客様の故意、過失または使用方法の誤りに起因する修理の費用
  - ② お客様が当社または当社が指定する工事店以外でおこなった修理の費用
  - ③ リース物件の点検およびメンテナンス費用
  - ④ 給湯器のタンク等のクリーニング費用
  - ⑤ IH のロースター等のクリーニング費用
  - ⑥ その他お客様による故障を誘発する使用を原因とする修理の費用

#### 第 10 条（天災地変）

- (1) 当社は、天災地変によりリース物件が毀損し修理不可能な場合または滅失した場合は、リース契約を終了いたします。この場合、第 15 条(1)に定める解約金および第 16 条(2)のリース物件撤去費は申し受けません。
- (2) 引き続きリース契約を希望されるお客様は、新たにリース契約を締結していただきます。

#### 第 11 条（取付場所の変更）

お客様は、リース物件の取付場所の変更をおこなうことはできません。

#### 第 12 条（リース物件の取替禁止）

お客様は、お客様の都合においてリース物件を契約期間中に取り替えることはできません。

#### 第 13 条（名義の変更）

- (1) 相続や売買等の原因によって、第三者が、お客様のリース契約における全ての権利義務を引き継がれる場合は、その原因が発生した 1 ヶ月以内にお客様の責任において、お客様は、当社に対し書面による名義変更の手続きをおこなってください。
- (2) 名義変更の手続きがなされていない場合、当社は、お客様の口座からの引き落としを継続し、お支払いいただいたリース料金の返金には応じません。
- (3) 名義変更の手続きがなされていない場合、第 9 条(1)(2)(3)については対象外とさせていただきます。

#### 第 14 条（取付場所への立入りの承諾）

リース物件の取付、修理および撤去の実施にあたり、お客様は、当社または当社から委託を受けたものが、リース物件の取付場所へ立ち入ることを承諾するものとします。

#### 第 15 条（リース契約の解除）

- (1) お客様は、基本契約期間内のリース契約は解約することができないことを承諾していただきます。ただし、解約金として基本契約期間満了までの残リース料金全額および第 16 条(2)のリース物件撤去費を当社に支払っていただいた場合を除きます。
- (2) お客様は、基本契約期間を超えたリース契約は解約することができます。ただし、第 16 条(2)のリース物件撤去費を支払っていただき、当社は、リース物件を撤去します。

#### 第 16 条（リース契約終了後の住宅設備機器設置）

- (1) リース契約が終了したときは、当社は、リース物件を撤去します。やむを得ず事前の通知ができない場合であっても、お客様の承諾を得ることなく撤去できるものとします。
- (2) お客様は、リース物件撤去費として給湯器 1 台あたり 50,000 円(税抜)、IH1 台あたり 20,000 円(税抜)をお支払いいただきます。
- (3) リース契約の終了にともない、当社がリース物件を撤去した後の住宅設備機器設置義務について、当社は、責めを負わないものとします。

#### 第 17 条（集金費用等）

第 6 条に定めるリース料金が支払われない場合、当社は、お客様に対し不払い分の督促および催告をおこないます。その際、当社は、当社指定の様式にて請求書を発行し、事務手数料 500 円(税抜)を請求いたします。

#### 第 18 条（相殺禁止）

お客様は、リース契約に基づく債務を、当社に対する債権をもって相殺することができません。

#### 第 19 条（リース契約終了後の債権債務関係）

契約期間中のリース料金その他の債権債務は、リース契約の終了によって消滅しないものとします。ただし、第 10 条による場合は、この限りではありません。

#### 第 20 条（合意管轄裁判所）

この契約に関する一切の紛争についての管轄裁判所は、当社の本社所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

#### 第 21 条（協議事項）

本約款に定めのない事項が生じた場合、当社とお客様は本約款の趣旨に従い、誠意を持って協議および解決に努めるものとします。

#### 第 22 条（本約款の変更）

当社が約款を変更する場合には、変更後の約款を、当社ホームページ等を通じて周知するものとし、当該約款の変更は当社が当社ホームページに開示した時点で効力が生じるものといたします。

<当社ホームページアドレス><https://nihondenryoku.co.jp/>

#### 附則

本規約：2011 年 6 月 1 日実施

変更：2018 年 9 月 1 日